五　大阪国際空港

対象空港の所在地	対象空港の敷地又は区域	対象空港に係る対象施設周辺地域
大阪府池田市及び豊中市 兵庫県伊丹市	大阪府池田市	空港二丁目、豊島南一丁目及び豊島南二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	大阪府豊中市	原田中二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、原田西町（次の図面に示す部分に限る。）、螢池西町三丁目、南空港町及び箕輪三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	兵庫県伊丹市	大字岩屋、岩屋一丁目、大字小阪田、桑津二丁目から四丁目まで、大字下河原、下河原三丁目、大字中村、大字西桑津、大字東桑津及び大字森本（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	大阪府豊中市	石橋一丁目、石橋三丁目及び石橋四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、空港一丁目、空港二丁目、神田三丁目、住吉一丁目、住吉二丁目、ダイハツ町、天神二丁目、豊島北一丁目、豊島北二丁目、豊島南一丁目並びに豊島南二丁目
	大阪府池田市	岡町北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岡町北二丁目、岡町北三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岡町南一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岡町南二丁目、勝部一丁目から三丁目まで、末広町、南町南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、清風荘一丁目及び清風荘二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、曽根西町二丁目、曽根西町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、曽根西町四丁目及び曽根南町二丁目
	大阪府豊中市	岡町北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岡町北二丁目、岡町北三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岡町南一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岡町南二丁目、勝部一丁目から三丁目まで、末広町、南町南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、清風荘一丁目及び清風荘二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、曽根西町二丁目、曽根西町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、曽根南町二丁目、曽根南町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、利倉一丁目から四丁目まで、利倉二丁目、利倉西一丁目、利倉西二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び刀根山一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、刀根山二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、刀根山三丁目、刀根山四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、刀根山五丁目、刀根山六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、走井一丁目から三丁目まで、服部西町一丁目、原田中二丁目、原田西町一丁目から三丁目まで、宝山町、原田南一丁目、原田元町一丁目から三丁目まで、螢池中町、螢池北町一丁目から四丁目まで、螢池西町一丁目から三丁目まで、螢池東町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、螢池東町四丁目から三丁目まで、本町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南町一丁目から三丁目まで、南空港町、箕輪一丁目から三丁目まで並びに山之上町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象空港の敷地又は区域及び対象空港に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六　北緯三十四度五十三分二十四秒、東経百三十六度四十七分三十七秒の点

七　北緯三十四度五十三分三十秒、東経百三十六度四十八分十秒の点

八　北緯三十四度五十三分十四秒、東経百三十六度四十八分四十秒の点

九　北緯三十四度五十二分五十一秒、東経百三十六度四十九分十二秒の点

十　北緯三十四度五十一分十一秒、東経百三十六度五十分八秒の点

十一　北緯三十四度五十分四十九秒、東経百三十六度五十分八秒の点

十二　北緯三十四度五十分二十七秒、東経百三十六度四十九分五十六秒の点

十三　北緯三十四度五十分二十一秒、東経百三十六度四十九分二十六秒の点

十四　北緯三十四度四十九分三十六秒、東経百三十六度四十九分九秒の点

兵庫県尼崎市	兵庫県伊丹市	兵庫県川西市
椎堂一丁目、椎堂二丁目、田能二丁目、田能三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田能五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び田能六丁目	天津、伊丹一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字岩屋、岩屋一丁目、岩屋二丁目、大字小阪田、春日丘四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春日丘五丁目、春日丘六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北伊丹一丁目から九丁目まで、大字北河原、北河原一丁目から六丁目まで、北園一丁目から三丁目まで、北園二丁目、北園三丁目、北本町（次の図面に示す部分に限る。）、北本町一丁目、北本町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北本町三丁目、大字口酒井、口酒井一丁目から三丁目まで、桑津一丁目から三丁目まで、大字下河原、下河原一丁目から四丁目まで、高台五丁目、大字中村（次の図面に示す部分に限る。）、大字西桑津、東有岡一丁目及び東有岡二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字東桑津、藤ノ木一丁目から九丁目まで、大字森本並びに森本一丁目	久代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、久代六丁目、東久代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び東久代二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象空港の敷地又は区域及び対象空港に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。